



島根県報

令和7年9月30日（火）

第 6 5 6 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林予定森林（2件）（森 林 整 備 課） 2

【公 告】

公共測量の実施（3件）（技 術 管 理 課） 3

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正 4

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体 4

政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体 5

政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体 6

政治資金規正法の規定による届出のあった資金管理団体 7

政治資金規正法の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体 7

【正 誤】

令和5年4月28日付け島根県報第408号中（都 市 計 画 課） 7

告 示

島根県告示第544号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年9月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

益田市匹見町紙祖イ1519、イ1805、イ1814、イ1814－1、イ1816からイ1818まで、イ1817－1、イ1818－続1、イ1818－続2、イ1818－1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

匹見町紙祖イ1519・イ1816・イ1817（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第545号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年9月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町下西大唐尾1247から1250まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大唐尾1248から1250まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和 7 年 9 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 7 年 9 月 17 日から令和 8 年 3 月 6 日まで
- 3 作業地域
益田市須子町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和 7 年 9 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和 7 年 9 月 16 日から同年 11 月 14 日まで
- 3 作業地域
江津市跡市町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和 7 年 9 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 7 年 9 月 18 日から令和 8 年 3 月 19 日まで
- 3 作業地域
隠岐郡隠岐の島町都万及び五箇地内

島 根 県 病 院 局 告 示**島根県病院局告示第4号**

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和7年10月1日から施行する。

令和7年9月30日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

遺伝子検査料の項中「133,800円」を「155,800円」に、「29,300円」を「34,800円」に改める。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第48号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和7年9月30日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
清水好後援会	清水 好	林 常彦	大田市祖式町984	令和7年3月26日
勝田秋夫後援会	花岡 隆治	那須野 謙	邑智郡美郷町京覧原221	令和7年6月30日
森本のぶひさ後援会	森本 修久	森本 修久	鹿足郡津和野町後田口584-1	令和7年7月7日
植田まさき後援会	植田 真矢樹	足立 敦志	安来市広瀬町広瀬671-4	令和7年7月18日
小松原直樹後援会	松本 均	古志 暢久	安来市伯太町母里128	令和7年8月1日
西田一平後援会	西田 一平	西田 孝	浜田市黒川町124-1	令和7年8月1日
新藤吉郎後援会	新藤 吉郎	中嶋 寛門	鹿足郡吉賀町蔵木376	令和7年8月5日
澄川浩一後援会	澄川 浩一	市川 信介	鹿足郡吉賀町有飯550番地	令和7年8月6日
三浦靖後援会	梶野 弘和	長尾 広志	大田市川合町川合1693	令和7年8月6日
遠藤亘後援会	遠藤 亘	山下 勇人	安来市赤江町1106	令和7年8月13日
おかやま令子後援会	白木 武志	又葉 祐子	浜田市旭町丸原1239	令和7年8月25日
きくつぎ弥生後援会	菊次 弥生	菊次 篤志	鹿足郡吉賀町広石188-2	令和7年8月27日
山下たつや後援会	澄川 晃	山下 達也	鹿足郡吉賀町七日市479-2	令和7年8月28日
遠藤ひろゆき後援会	遠藤 祐之	遠藤 祐之	浜田市黒川町4196	令和7年9月2日

町民が誇れる津 和野をつくる！ 矢上あっこ後援 会	矢上 亜津子	矢上 孝子	鹿足郡津和野町枕瀬265番地	令和7年9月8日
------------------------------------	--------	-------	----------------	----------

島根県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和7年9月30日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党玉湯町支部	長谷川 浩司	代表者の氏名	長谷川 浩司	布村 忠久	令和7年7月1日
		主たる事務所の所在地	松江市玉湯町玉造323	松江市玉湯町湯町1763-3	
		会計責任者の氏名	藤原 敏男	佐藤 充	
自由民主党桜江町支部	森下 勝義	代表者の氏名	森下 勝義	田中 直文	令和7年6月6日
		主たる事務所の所在地	江津市桜江町八戸1357-6	江津市桜江町市山307-1	
公明党出雲総支部	岡崎 綾子	代表者の氏名	岡崎 綾子	福島 孝雄	令和7年7月17日
		主たる事務所の所在地	出雲市小山町469-1	出雲市斐川町神庭616番地1	
自由民主党島根県柔道整復師支部	井戸内 修	代表者の氏名	井戸内 修	近藤 尚良	令和7年8月1日
		主たる事務所の所在地	大田市長久町長久口267-2 あすなろ整骨院内	大田市大田町大田イ309-2 大田商工会議所内	
		会計責任者の氏名	近藤 健一	岡本 朋久	
自由民主党島根県遊技産業支部	白神 文樹	会計責任者の氏名	田村 信	早水 賢三	令和7年8月1日
自由民主党島根県旅客船支部	池田 則文	代表者の氏名	池田 則文	木下 典久	令和7年6月29日
		会計責任者の氏名	橋本 義和	池田 則文	
自由民主党島根県歯科医師支部	山本 国雄	会計責任者の氏名	角 篤	松浦 良二	令和7年7月1日

2 その他の政治団体

(1) 国会議員関係政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
出川桃子島根県後援会	細田 重雄	主として活動を行う区域	島根県・鳥取県	島根県	令和7年5月2日

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
森山幸太後援会	森山 克敏	代表者の氏名	森山 克敏	別所 健治	令和7年7月4日
組織内議員等後援会	長谷 貴史	代表者の氏名	長谷 貴史	岡本 早智雄	令和7年7月12日
大谷学後援会	大谷 学	代表者の氏名	大谷 学	中島 淳也	令和7年8月19日
島根県柔道整復師連盟	井戸内 修	代表者の氏名	井戸内 修	近藤 尚良	令和7年8月1日
		主たる事務所の所在地	大田市長久町長久口267-2 あすなろ整骨院内	大田市大田町大田イ309-2	
		会計責任者の氏名	近藤 健一	岡本 朋久	
かじの弘和後援会	斎藤 寛	代表者の氏名	斎藤 寛	森田 博久	令和7年8月22日
湯浅正志後援会	櫛田 博之	代表者の氏名	櫛田 博之	湯浅 春雄	令和7年9月1日
島根県歯科医師連盟	内田 朋良	会計責任者の氏名	角 篤	松浦 良二	令和7年7月1日
島根県ひがなつみ後援会	内田 朋良	会計責任者の氏名	角 篤	松浦 良二	令和7年7月1日
中村あたる後援会	原 諭	代表者の氏名	原 諭	黒川 聡	令和7年8月30日
		主たる事務所の所在地	江津市嘉久志町イ1229-8	江津市波子町イ810	
		会計責任者の氏名	横田 弘	中村 建二	

島根県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年9月30日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
石田こうぞう（貢三）後援会	石田 貢三	令和7年4月30日
田中あきこ後援会	田中 明子	令和7年7月23日

ふくしま孝雄後援会	福島 孝雄	令和 7 年 7 月 23 日
山田としお島根県後援会	竹下 正幸	令和 7 年 8 月 19 日

島根県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 30 日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日
森本 修久	津和野町議会議員	森本のぶひさ後援会	鹿足郡津和野町後田口 584-1	森本 修久	令和 7 年 7 月 1 日
矢上 亜津子	津和野町長	町民が誇れる津和野をつくる！矢上あつこ後援会	鹿足郡津和野町枕瀬 265番地	矢上 亜津子	令和 7 年 8 月 29 日

島根県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 30 日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
田中 明子	田中あきこ後援会	令和 7 年 7 月 23 日
福島 孝雄	ふくしま孝雄後援会	令和 7 年 7 月 23 日

正

誤

令和 5 年 4 月 28 日付け島根県報第408号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
8	下から 5	687 番 2、687 番 11、703 番 14、703 番 15、703 番 18、1143 番 2、1143 番 3、1147 番 2、1150 番 1、679 番 1、1144 番、1145 番、1146 番 2、679 番 2	679 番 2 の一部、679 番 15、679 番 16、679 番 17、679 番 18、679 番 19、679 番 20、679 番 22 の一部、703 番 14 の一部、703 番 15 の一部